

「5 取組の方向性と施策」を読むにあたっての留意事項

ここでは、「目標」「取組の方向性」「具体的取組」の体系で区が取り組む方向性と施策を記載しています。

- ・「目標」ごとに【背景】と【方向性】
- ・「取組の方向性」ごとに【現状と課題】と【方向性】

を記載し、「取組の方向性」には「計画の進捗を測る指標」を設定し、指標の現状と計画期間で目指す方向性を示しています。

「計画の進捗を測る指標」記載例		指標の現状	計画期間で 目指す方向性
指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	平成30年度	・小学生 44.8% ・中高生 31.2%	↑

次に、「計画の進捗を測る指標」を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。「具体的取組」ごとに「目標」を設定し、「重点事業」については、下記記載例のように、事業ごとと事業目標・目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。

また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として掲載しています。

「重点事業」や「計画事業」を推進することで「具体的取組」の「目標」達成や「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

「具体的取組」記載例

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標

子どもの権利について学ぶ機会を確保します。

「具体的取組」ごとの

目標

内容

子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

重点事業

事業ごとの「事業目標」

事業名	事業目標	事業内容		
③「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
	①職員研修実施回数	①2回	①5回	
	②出前講座実施回数	②3回	②10回	
担当課	子ども若者課 指導課	③区民講演会実施回数	③1回	③2回

計画事業

事業ごとの「事業目標」

事業名	事業内容	担当課
④ 新規 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	子ども若者課 指導課
⑤ 新規 保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	保育課

※上記の例のように、新規で実施する事業や実施に向けて検討中の事業には、「事業名」の欄に **新規** と記載しています。

※上記の例のように、新規で実施する事業や実施に向けて検討中の事業には、「事業名」の欄に「新規」と記載しています。



5 取組の方向性と施策



子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する

【背景】

- 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は平成元年の国連総会において採択され、平成 6 年に日本が批准しました。この条約では、子ども一人ひとりが「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」といった権利を行使する主体として位置付けられるとともに、「子どもの最善の利益の保障」がおとなの責務として定められています。
- 豊島区でも、こうした国内外の動向を背景に、平成 18 年「子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例は、子どもが持つ大切な権利や子どもに関わるおとなの役割を規定しています。平成 22 年には「子どもの権利擁護委員」を設置し、子どもの権利侵害の未然防止や権利侵害を受けた子どもの救済などに取り組んできました。
- 平成 28 年の児童福祉法改正では、「児童の権利に関する条約」の精神が理念に明記されるとともに、全ての児童が「福祉を等しく保障される権利を有する」主体として位置付けられました。こうした情勢を受けて、豊島区でも平成 30 年に「子どもの権利委員会」を設置し、子どもの権利保障に向けた施策の推進に一層取り組んでいます。
- 国連子どもの権利委員会は、平成 31 年に「児童の権利に関する条約」に関する日本の実施状況を審査し、2 月に総括所見を公表しました。この所見では、子どもへの包括的な差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰の禁止などについて緊急的に措置が取られなければならないと指摘されました。
- 厚生労働省の統計によると、平成 30 年度の全国の児童相談所における児童虐待対応件数は過去最多となり、統計を開始した平成 2 年度より一貫して増加しています。
- 児童虐待対策の必要性の高まりなどを受け、平成 31 年 4 月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が制定されました。この条例では、子どもを権利の主体と位置付け、保護者による体罰禁止等を定めています。
- 深刻ないじめ問題に迅速かつ適切に対処するため、令和元年 10 月、「豊島区いじめ防止対策推進条例」を一部改正しました。この改正では、いじめ防止対策にあたり「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえることとされました。また、いじめに関する調査のために附属機関を設置し、重大事態に対応することとしました。

【方向性】

- 「子どもの権利に関する条例」に定める子どもの権利保障を実現するために、本条例や子どもの権利に関する理解の促進、子どもの意見表明や参加の促進、子どもの居場所や活動の場の充実に取り組みます。また、重大な権利侵害である児童虐待やいじめについては、未然防止と権利侵害が起こった後の支援に取り組みます。

取組の方向性

(1) 子どもの権利に関する理解促進

【現状と課題】

「子どもの権利に関する条例」の制定から10年以上が経過しましたが、本条例は区民に十分浸透しているとは言えません。アンケート調査においては、本条例を「知っている」と回答した人は保護者・子どもともに1割程度、子どもに関わる地域団体では5割未満と認知度が低い状況にあります。5年前の調査と比較しても、保護者・子どもともに認知度が低下しており、子どもの権利に関する理解が進んでいない状況がうかがえました。

また、区施設職員及び地域団体に対する調査では、「子どもの権利について学ぶ機会がない」と回答した人が6割以上となっており、子どもの権利に関する普及・啓発が不足している状況にあります。

【方向性】

「子どもの権利に関する条例」では、子どもが持つ権利を具体的に規定するとともに、家庭・施設・地域における子どもの権利の保障についても規定しています。家庭・施設・地域などのあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもや子どもに関わるおとなが子どもの権利について理解を深め、一人ひとりが「子どもの最善の利益」を考えていくことが重要です。

「子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利が広く子どもや子どもに関わるおとなに浸透するよう、様々な手法での普及啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

子どもにとって学校が重要な場であることを鑑み、子どもへの普及啓発にあたっては学校が取り組みやすいような手法を検討します。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現 状		目指す方向性 (令和6年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	平成30年度	- 子ども 3.3% - 保護者 8.8% - 若者 1.0% - 区施設職員 68.8% - 地域団体 47.6%	
職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の人の割合	平成30年度	- 区施設職員 27.9% - 地域団体 27.8%	
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	平成30年度	- 小学生 44.8% - 中高生 31.2%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子どもの権利の普及啓発・情報発信

目標 子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。

内容 子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
① 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類(一般・中高生)で広報を実施	・リーフレットを増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成

計画事業

事業名	事業内容	担当課
② 「子ども月間」事業	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」(11月)に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。	子ども若者課

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標 子どもの権利について学ぶ機会を確保します。

内容 子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
③ 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。		
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回

計画事業

事業名	事業内容	担当課
④ 新規 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	子ども若者課 指導課
⑤ 新規 保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	保育課

取組の方向性

(2) 子どもの意見表明・参加の促進

【現状と課題】

豊島区では、子どもの意見表明・参加促進のために、子どもの参加推進事業や、子どもスキップ・中高生センタージャンプにおける利用者会議を開催し、子どもが自分の意見を表明する機会を提供してきました。

アンケート調査においては、家庭や学校で自分の意見を聞いてもらえると回答した子どもが6割を超えており、また保護者や学校職員も子どもの意見を聞くことができていると認識していることが示されています。

一方、ヒアリング調査では学校のルールに対して「意見を言う機会はない」と回答した子どもが多く、子どもの意見表明の機会確保について十分な状況とは言えません。

また、地域活動への参加については、アンケート調査において過去1年間地域活動に参加したことがないと回答した子どもが小学生で1割程度、中高生では4割程度と年代が上がるにつれて地域活動に参加しなくなる傾向がありました。

【方向性】

子どもの意見が尊重されながら社会に参加できるようにするために、子どもが意見を表明できる機会を確保していきます。施設等においても子どもの意見や話し合ったことを受け止め、施設運営等に反映されるような取組を進めます。

また、子どもが地域社会の一員として地域に参加できるように、地域活動参加の機会確保や参加促進の支援を行います。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
家庭で親が子どもの意見を「聞いている」と回答した子どもの割合	平成30年度	- 小学生 74.2% - 中高生 70.3%	
子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかというところ」を回答した区民の割合	令和元年度	18歳以上の区民 22.6%	
過去1年間に地域での行事や活動に参加したことがないと回答した子どもの割合	平成30年度	- 小学生 13.3% - 中高生 42.4%	

根拠：計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

【具体的な取組】

①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標 子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。

内容 意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
⑥新規	としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	
		目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
		①参加者数 ②提案採択数	実施に向けて検討中	①30人 ②1件
担当課	子ども若者課			

計画事業

事業名	事業内容	担当課
⑦ 子どもの参加推進事業	区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	子ども若者課
⑧ 利用者会議の開催	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	子ども若者課 放課後対策課

②子どもの意見表明・参加の促進

目標 日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。

内容 施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。

計画事業

事業名	事業内容	担当課
⑨ 子ども地域活動支援事業	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	子ども若者課
⑩ 青少年指導者養成事業	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	学習・スポーツ課

コラム① 区政への意見

豊島区では、区民の方などから区政についてご意見やご要望等を受け付けています。こうしたご意見等の提出は、子どもも含め、どなたでもすることができます。

区民の声(広聴メール・広聴はがき、個別広聴、区長への陳情等)

区ホームページ専用フォームからのメールや、区施設に配置している広聴はがき等でご意見等を受け付けています。また、複数の区民の方や団体・組織の代表者の方から、文書による区長への陳情も受け付けています。区民相談課が受け付けたご意見等は、内容に応じて区長に報告するとともに、処理担当課へ処理依頼または供覧をし、処理課が回答します。年度ごとに主なご意見の概要と区への対応は、ホームページ等で公表しています。

区議会への陳情

文書での区議会への陳情を区議会事務局で受け付けています。受け付けた陳情は、区議会の定例会で審議されます。

取組の方向性

(3) 子どもの居場所・活動の充実

【現状と課題】

子どもは、遊びを通じて自主性・創造性・協調性などを身に付け、心身ともに健やかに成長します。「子どもの権利に関する条例」においても、子どもが憩い、遊び、学ぶ権利や文化や芸術、スポーツ等に触れて豊かな自己や表現力を育む権利が保障されています。

豊島区では、子どもが安心して遊ぶことができるプレーパークや、学校施設を利用した活動の場である子どもスキップ、中高生の活動の場である中高生センタージャンプなどを運営し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできました。

アンケート調査では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、公園に関する満足度は5年前の調査より向上しており、取組の効果も表れています。

一方で、子ども・保護者ともに子どもの屋外遊び場や活動の場の整備を望む意見は依然として多く、子どもが自由に遊び、活動できる場の不足感は拭えません。

ヒアリング調査においても学年が上がるにつれて遊ぶ場や集まる場所の不足を感じている子どもが多くなる傾向にあり、年齢に応じた子どもにとって魅力のある居場所づくりも課題となっています。

【方向性】

子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、子どもの居場所や遊び場の整備を検討します。既存の施設については、子どもにとってより魅力のある居場所になるよう、内容の充実に取り組みます。

また、子どもの豊かな情操を育むために、文化や芸術、スポーツなど多様な体験・活動の機会を提供していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	平成30年度	・就学前 35.0% ・小学生 19.4% ・中高生 17.6%	↑
地域で遊んだりスポーツしたりする場所があると回答した子どもの割合	平成30年度	・小学生 85.3% ・中高生 61.1%	↑
区の施設や事業の満足度	平成30年度	・子どもスキップ 58.2% ・中高生センター 60.5% ・公園 52.7% ・学校の校庭開放・施設開放 56.9%	↑

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

① 子どもの居場所の充実

目標 子どもの居場所を充実します。

内容 施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
⑪ 中高生センターの運営	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども若者課	①登録者数	①1,980人	①2,200人
		②延べ利用者数	②26,896人	②32,000人

事業名	事業目標	事業内容		
⑫ 子どもスキップの運営・改築	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	535,760人	540,000人

計画事業

事業名	事業内容	担当課
⑬ 放課後子ども教室事業	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	放課後対策課
⑭ 子ども食堂ネットワーク	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	子ども若者課

コラム② 子ども食堂

「子ども食堂」は地域のおとなが子どもや保護者に無料や安価で食事を提供する取組です。貧困家庭や孤食などの家庭環境にある子どもに食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まりましたが、最近は対象を限定しない食堂も増えています。

平成28年9月、子ども食堂が連携・協力して課題の解決を図るとともに、参加する子どもやその保護者が地域の仲間と繋がりながら成長していくことを目的に、子ども食堂の活動をしている団体等により「としま子ども食堂ネットワーク」が結成され、令和2年2月現在19団体が参加しています。

区は「としま子ども食堂ネットワーク」の事務局として、その活動を広く周知し、運営が安定して継続できるよう、ネットワーク会議や研修会の開催、リーフレットの作成などの支援を進めていきます。



子ども食堂実施の様子



子ども食堂での食事提供例

②屋外遊び場の充実

目標 子どもの遊び場の充実を図ります。

内容 既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
⑮ プレーパーク事業	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク(冒険遊び場)事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回 ①35,000人 ②20回

計画事業

事業名	事業内容	担当課
⑯ 小学校開放事業	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後対策課
⑰ 公園・児童遊園新設改良事業	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	公園緑地課
⑱ 新規 「としまキッズパーク」の整備・運営	造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として整備・運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともに遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。	公園緑地課

コラム③ プレーパーク

豊島区では、子どもが自然に親しみ、自分の責任で自由に遊び、自らの可能性を広げながら成長することを目的に、プレーパーク事業を実施しています。

池袋本町公園内のプレーパークは、子どもたちが憩い、「やってみよう」ことを実現する大切な居場所になっており、泥遊びやロープ遊びなどを楽しみ、かけがえのない時間を過ごしています。また、園庭のない保育園の屋外遊び場、就学前の子どもと保護者の地域交流の場にもなっています。

池袋本町公園以外では、区内各地で「出張プレーパーク」を実施しています。区内の公園から始まった「出張プレーパーク」は、保育園や区民ひろばなどの区有施設、東武百貨店や私立幼稚園などの民間との連携も広がっています。子どもたちは、段ボールや木材を使った創造的な遊びを自由に楽しみ、その自由な発想はおとなに驚きや気付きも与えています。

プレーパークは、子どもとおとなに交流の機会や新たな体験をもたらしています。



池袋本町プレーパーク



東武百貨店屋上での出張プレーパーク



保育園での出張プレーパーク

③活動・体験機会の充実

目標 子どもの体験機会の充実を図ります。

内容 子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

重点事業

事業名		事業目標	事業内容	
①9	子どものための文化体験プログラム	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。	
		目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	文化デザイン課 保育課	①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施園数、延べ参加者数 ⑤ぞうしがや こどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22園、450人 ⑤54回、1,931人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。

計画事業

事業名	事業内容	担当課
②0 次世代育成事業助成	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。(としま未来文化財団助成事業)	文化デザイン課
②1 アトカル・マジカル学園	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。	文化デザイン課
②2 図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	図書館課
②3 生涯スポーツ推進事業	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	学習・スポーツ課
①5 プレーパーク事業	【再掲】(68ページ)	子ども若者課

④学習支援の充実

目標	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。
内容	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容		
②④ コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。		
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)	
担当課	福祉総務課	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1400人

計画事業

事業名	事業内容	担当課
②⑤ としま未来塾	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	指導課
②⑥ 小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	指導課
②⑦ ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	子育て支援課
②⑧ としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	福祉総務課

コラム④ としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」

としま子ども学習支援ネットワーク(通称「とこネット」)は、無料学習支援活動をはじめとする、子どもの支援活動を行っている団体・行政機関等により平成27年6月に結成しました。

子どもたちが安心していきいきと過ごせる場を提供し、子どもたちが環境等に左右されることなく、学びの機会をもてる地域であることを目指し、豊島区内での無料学習支援活動・子どもへの支援活動の輪が広がるよう、活動を進めています。

令和2年1月現在、とこネットの登録団体は14団体、教室は18教室あり、それぞれの地域において子どもたちの学習を支援しています。受験生には進路にかかる費用のアドバイスも行ったり、生活面で課題を抱えた子どもたちには、くらし・しごと相談支援センターをはじめ各窓口と連携し対応しています。



「とこネット」登録教室の学習風景

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

【現状と課題】

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、ときには生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。

アンケート調査の結果、豊島区の子どもの約3割が、おとなとの関わりの中で何らかの悩みや困難を抱えています。また、豊島区における児童虐待の通告件数は近年増加傾向にあり、特に心理的虐待の件数が多い状況にあります。

いじめについても、小学生・中高生の2割から3割程度が友だちや先輩、後輩からの嫌がらせを受けたことがあると回答しています。

このような児童虐待やいじめを防止したり、被害を受けた子どもを救済するには、被害を早期発見・早期対応し、総合的な支援体制を整備、充実していくことが重要です。

また、子どもの悩み等を受け付ける相談窓口や救済制度については認知度・利用度ともに低く、利用しやすい相談窓口や救済制度の整備や情報発信が必要です。

子どもの権利擁護委員については、「子どもの権利に関する条例」の規定を鑑み、第三者機関としての独立性がより求められます。

【方向性】

児童虐待やいじめの対策においては、未然防止と、虐待やいじめが起こってしまった後の支援の両方が重要です。児童虐待防止にあたっては、親子の孤立化を防ぐ取組や、親の子育て力向上のための支援を行います。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めます。

虐待やいじめなどの権利侵害が生じてしまった後のサポートとして、子ども自身や子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制の整備を進めていきます。子どもの権利擁護委員については、「子どもの権利に関する条例」の趣旨にのっとり独立性を確保し、より実効的な救済機関とするための検討を行います。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和6年度)
いじめや虐待から子どもを守る体制が、「どちらか」というと整備されている」と回答した区民の割合	令和元年度	18歳以上の区民 7.4%	↑
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した子どもの割合	平成30年度	・小学生 47.7% ・中高生 62.0%	↓
子どもからの専用電話相談(フリーダイヤル)の認知度	平成30年度	・小学生 21.1% ・中高生 16.7%	↑

根拠：協働のまちづくりに関する区民意識調査、計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

- 目標** 児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
- 内容** 児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
②9 子ども虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回(毎年度回数を維持) ②30回

事業名	事業目標	事業内容	
③0 いじめ防止対策推進事業	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ③心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ、年3回実施

計画事業

事業名	事業内容	担当課
③1 児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	子育て支援課
③2 こんにちは赤ちゃん事業	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
③3 子育て訪問相談事業	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	子育て支援課
③4 母子一体型ショートケア事業(ひとり親家庭支援事業)	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	子育て支援課
③5 新規 家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)助成事業	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業(未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動)を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	子育て支援課

③⑥ スクールカウンセラー事業	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	指導課 教育センター
③⑦ スクールソーシャルワーカー活用事業	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	教育センター

コラム⑤ 子どもの権利擁護委員

豊島区では、「豊島区子どもの権利に関する条例」第22条に基づき、子どもの権利擁護委員を2名配置しています。

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、状況を調査し、助言や支援を行います。また、中高生センタージャンプに月1回ずつ訪問し、日常の中で子どもの話や相談を聞き、助言を行っています。中高生からは「お小遣いを上げてもらうのはどうしたら良いか」といった日常生活に関することや、「親権について子どもが意見を言うことはできないのか」というような相談まで幅広く寄せられています。

このように、子どもにとって身近な場所に親身に話を聞き、不安を取り除いてくれる人がいることは、子どもたちの安心にも繋がっています。

今後も、子どもが安心して相談できる環境の充実など、子どもの権利を守る取組を一層進めていきます。



中高生センタージャンプでの出張相談

②相談・救済体制の整備

目標 虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。

内容 子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

重点事業

事業名	事業目標	事業内容	
③⑧ 新規 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	
	目標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①設置 ②相談件数	①令和3年度中に開設 ②50件

事業名	事業目標	事業内容	
③⑨ 子どもの権利擁護委員相談事業	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	
	目標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	権利侵害に関わる活動件数	5件 10件

計画事業

事業名	事業内容	担当課
④⑩ 新規 児童相談所の設置・運営	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	子育て支援課
④⑪ 人権擁護委員相談事業	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	区民相談課
④⑫ 子ども若者総合相談事業(アシスとしま)	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。 相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	子ども若者課
④⑬ 子どもに関する相談事業	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	子育て支援課
④⑭ 子どもからの専用電話相談	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子育て支援課
④⑮ 子ども家庭女性相談事業	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	子育て支援課